

市第 121 号議案

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成4年3月横浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「センター」という。）を横浜市港北区に」を「横浜市に障害者スポーツ文化センター（以下「センター」という。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
ラポール上大岡		横浜市港南区	
横浜ラポール		横浜市港北区	

第4条を次のように改める。

（施設）

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1) ラポール上大岡

- ア 体育室、フィットネスルーム及びトレーニングルーム
- イ 多目的室、会議室及び創作エリア
- ウ 健康相談コーナー

(2) 横浜ラポール

- ア 大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外グラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム
- イ ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房
- ウ 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー及び団体交流ゾーン

第10条第1項中「第4条第1号及び第2号」を「第4条第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイ」に改める。

別表種別の項の次に次のように加える。

ラポール上大岡	体 育 室	1日につき	円 4,800	1日につき	円 500	円 250
	フィットネスルーム	同	4,800			
	トレーニングルーム	同	4,800			
	多 目 的 室	同	10,000			
	会 議 室	同	5,000			
	創 作 エ リ ア	1室、1日につき	6,900	1日につき	500	250

別表中

「

	メ イ ン	全 面
--	-------	-----

大 体 育 室	アリーナ	半 面
	サウンドテーブル テ ニ ス 室	
小 体 育 室		
プ ー ル		
フィットネスルーム		
屋 外 グ ラ ウ ン ド	グラウンド	全 面
		半 面
	100メートル走路	
	テニスコート	
地 下 グ ラ ン ド	地 下 ト ラ ッ ク	
	アーチェリー場	
	バウンドテニスコート	
	ローンボウルス場	
ボウリングルーム		
ホ ー ル	日曜日、土曜 日及び休日	
	その他の日	
多 目 的 室		

大会議室	全 面
	半 面
小 会 議 室	
和 室	
視 聴 覚 室	
創 作 工 房	
附 帯 設 備	

」

を

「

大 体 育 室	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面
		半 面
サ ウ ン ド テ ー ブ ル テ ニ ス 室		
小 体 育 室		
プ ー ル		
フ ィ ッ ト ネ ス ル ー ム		
	グ ラ ウ ン ド	全 面

横浜ラポール	屋外グラウンド	半 面
		100メートル走路
		テニスコート
	地下グラウンド	地下トラック
		アーチェリー場
		バウンドテニスコート
		ローンボウルス場
	ボウリングルーム	
	ホール	日曜日、土曜日及び休日
		その他の日
	多 目 的 室	
	大会議室	全 面
		半 面
	小 会 議 室	
和 室		
視 聴 覚 室		
創 作 工 房		

市第121号

附 帯 設 備

に、

「

円
19,000

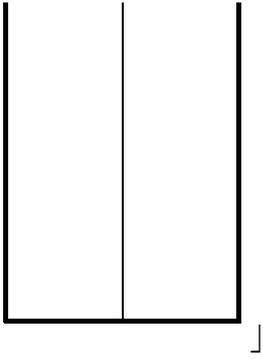
」を「

19,000

」に、

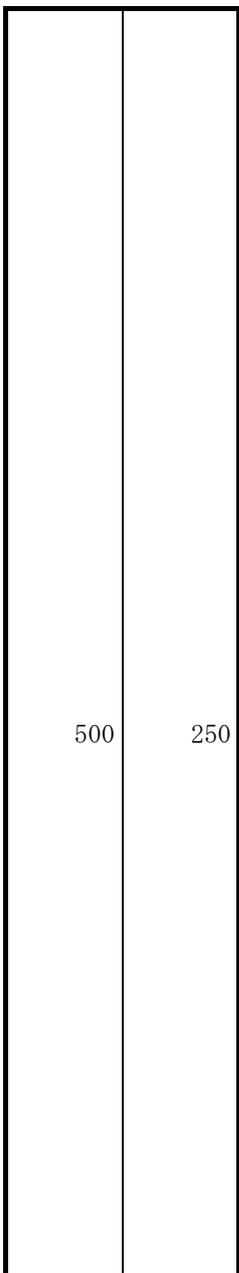
「

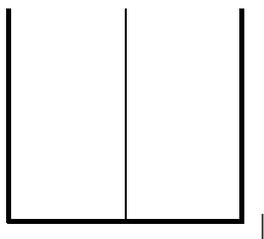
円	円
500	250



を

「





に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市障害者スポーツ文化センター条例の規定に基づくラポール上大岡を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

ラポール上大岡を設置するため、横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（設置）

第1条 スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民（以下「障害者等」という。）相互の交流を図るため、横浜市に障害者スポーツ文化センター（以下「センター」という。）者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「センター」というを
。）を横浜市港北区に設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ラポール上大岡	横浜市港南区
横浜ラポール	横浜市港北区

（施設）

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1) ラポール上大岡
大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外グ

ラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム

ア 体育室、フィットネスルーム及びトレーニングルーム

イ 多目的室、会議室及び創作エリア

ウ 健康相談コーナー

(2) 横浜ラポール
ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房

ア 大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外

グラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム

イ ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房
 ウ 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー
及び団体交流ゾーン

(3) 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー及
び団体交流ゾーン
 (利用の許可)

第10条 第4条第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる施設
第4条第1号及び第2号
 を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなら
 ない。

(第2項及び第3項省略)

別表 (第11条第2項)

種 別	利 用 料 金 (貸 切 り)		利 用 料 金 (個 人)				
	単 位	金 額	単 位	金 額			
				大 人	子 供		
ラ ポ ・ ル 上 大 岡	<u>体 育 室</u>	<u>1日につき</u>	円	1日につき	円		
			<u>4,800</u>				
	<u>フィットネスルーム</u>	同	<u>4,800</u>			円	円
	<u>トレーニングルーム</u>	同	<u>4,800</u>			500	250
	<u>多 目 的 室</u>	同	<u>10,000</u>				
	<u>会 議 室</u>	同	<u>5,000</u>	/			
	<u>創 作 エ リ ア</u>	<u>1室、1日に</u> <u>つき</u>	<u>6,900</u>	<u>1日につき</u>	<u>500</u> <u>250</u>		

横 浜 ラ ポ ・ ル	大 体 育 室	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	1日につき	円 19,000	円 500	円 250		
			半 面	同	9,500				
		サ ウ ン ド テ ー ブ ル テ ニ ス 室	1室、1日につき	4,600					
	小 体 育 室		1日につき	4,800					
	プ ー ル		1コース、 1日につき	11,500					
	フ ィ ッ ト ネ ス ル ー ム		1日につき	4,600					
	屋 外 グ ラ ウ ン ド	グ ラ ウ ン ド	全 面	同	13,800				
			半 面	同	6,900				
		100メートル走路		同	4,600				
		テ ニ ス コ ー ト		同	6,900				
	地 下 グ ラ ウ ン ド	地 下 ト ラ ッ ク		同	6,900				
		ア ー チ ェ リ ー 場		同	6,900				
		バ ウ ン ド テ ニ ス コ ー ト		1面、1日につき	2,300				
		ロ ー ン ボ ウ ル ス 場		1日につき	2,300				
	ボ ウ リ ン グ ル ー ム								
	ホ ー ル	日曜日、土曜 日及び休日							
その他の日									

多 目 的 室	
大会議室	全 面
	半 面
小 会 議 室	
和 室	
視 聽 覺 室	
創 作 工 房	
附 帶 設 備	

(省 略)

(備考省略)